

千葉県生活保護法第77条の2及び第78条に規定する徴収金に係る
徴収職員証票に関する要綱

(趣旨)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第77条の2第1項及び第78条第1項から第3項までに規定する徴収金の徴収に関する事務に従事する職員が、同法第77条の2第2項及び第78条第4項の規定により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条から第146条の2までの規定による質問、検査又は搜索をするときに、同法第147条第1項の規定により携帯し、関係者の請求があったときに呈示しなければならない身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第1条関係）

（表）

第 号	
徴収職員証	
(写真)	所属
	職
	氏名
	年 月 日生
年 月 日	交付
	千葉市長 印

（裏）

- 1 本証は、生活保護法第77条の2第1項及び第78条第1項から第3項までに規定する徴収金について、同条第4項の規定により、国税徴収法第141条から第146条の2までの規定による質問、検査又は搜索をするときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。